

VISAゴールドビジネスカード会員規約

改定後	改定前
<p>第4条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字された使用者等本人以外使用できないものとします。</p> <p>～略～</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。</p>	<p>第4条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者等本人以外使用できないものとします。</p> <p>～略～</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします。</p>
<p>第10条（代金決済口座および決済日）</p> <p>～略～</p> <p>3. 当社は、法人会員の毎月の支払額を当月初旬に、当社の定める方法により、法人会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。</p> <p>～略～</p>	<p>第10条（代金決済口座および決済日）</p> <p>～略～</p> <p>3. 当社は、法人会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに法人会員の届出住所宛に送付します。</p> <p>～略～</p>
<p>第14条（費用の負担）</p> <p>1. 法人会員もしくは使用者等は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>2. 法人会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落しもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を法人会員は負担するものとします。</p>	<p>第14条（費用の負担）</p> <p>法人会員もしくは使用者等は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p> <p>（新設）</p>
<p>第15条（退会）</p> <p>1. 法人会員が退会をする場合は、所定の方法により当社の指定する金融機関もしくは当社に届出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出するものとします。</p> <p>～略～</p> <p>2. 使用者等が退会をする場合は、所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に法人会員から提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出するものとします。</p> <p>～略～</p>	<p>第15条（退会）</p> <p>1. 法人会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関もしくは当社に届出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出するものとします。</p> <p>～略～</p> <p>2. 使用者等が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に法人会員から提出する方法または電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出するものとします。</p> <p>～略～</p>
<p>第16条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p> <p>～略～</p> <p>8. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第16条（カード利用の断りおよび一時停止等）</p> <p>～略～</p> <p>（新設）</p>
<p>第17条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 法人会員または使用者等が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者等として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告等を要せず法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。</p> <p>～略～</p>	<p>第17条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）</p> <p>1. 法人会員または使用者等が次のいずれかに該当した場合、その他当社において法人会員または使用者等として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告等を要せず法人会員資格または使用者資格を取り消すことができます。</p> <p>～略～</p>

<p>⑧法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合</p> <p>⑨法人会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者等が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合 ～略～</p> <p><u>2. 当社は、法人会員または使用者等が前項第8号または第9号の事由に該当した場合、法人会員および使用者等の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者等の資格を取消することができるものとし、当社と法人会員および使用者等とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p><u>3. 使用者等が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずに使用者資格を取り消すことができます。</u> ①使用者等が、法人会員に所属することがなくなった場合 ②使用者等が死亡した場合 ③その他当該使用者等について法人会員から特に申出のあった場合</p> <p><u>4. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、使用者等はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、直ちにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者等は、当社が必要と認めた場合には、速やかに当該使用者等のカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、法人会員資格を取消された場合、法人会員は当社に対する法人会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u></p> <p><u>5. 前4項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者等は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。法人会員または使用者等は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</u></p> <p><u>6. 使用者等は、法人会員もしくは使用者等の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>	<p>⑧法人会員（当該法人の役員等を含む）または使用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合</p> <p>⑨法人会員（当該法人の役員等を含む）または使用者等が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合 ～略～</p> <p>（新設）</p> <p><u>2. 使用者等が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずに使用者資格を取り消すことができます。</u> ①使用者等が、法人会員に所属することがなくなった場合 ②使用者等が死亡した場合 ③その他当該使用者等について法人会員から特に申出のあった場合</p> <p><u>3. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、使用者等はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者等は、当社が必要と認めた場合には、速やかに当該使用者等のカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、法人会員資格を取消された場合、法人会員は当社に対する法人会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</u></p> <p><u>4. 前3項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者等は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。法人会員または使用者等は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</u></p> <p><u>5. 使用者等は、法人会員もしくは使用者等の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カード利用または利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
<p>第19条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ～略～</p> <p><u>⑥法人会員または使用者等が第17条第1項第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合。</u></p>	<p>第19条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、法人会員は本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。 ～略～</p> <p>（新設）</p>
<p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～</p>	<p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～</p>

<p>⑦法人会員または使用者等が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者等の過失に起因する場合</p> <p>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>(新設)</p> <p>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第22条(カードの再発行)</p> <p>カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、法人会員または使用者等が<u>当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。</u>この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第22条(カードの再発行)</p> <p>カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、法人会員または使用者等が<u>当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。</u>この場合、法人会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第23条(カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの<u>券面</u>に印字された月の末日までとします。</p>	<p>第23条(カードの有効期限)</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの<u>券面</u>上に印字された月の末日までとします。</p>
<p>第24条(届出事項の変更等)</p> <p>1. 法人会員が当社に届出た使用者等の氏名、住所、電話番号、決済口座、<u>電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。</u></p> <p>～略～</p> <p>6. <u>当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員および使用者等に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該法人会員および使用者等は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>第24条(届出事項の変更等)</p> <p>1. 法人会員が当社に届出た使用者等の氏名、住所、電話番号、決済口座、<u>電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者等が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。</u></p> <p>～略～</p> <p>(新設)</p>
<p>第30条(カードショッピング)</p> <p>～略～</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には<u>カードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。</u></p>	<p>第30条(カードショッピング)</p> <p>～略～</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には<u>カードの利用ができないことがあります。</u></p>
<p>第31条(立替払の承諾等)</p> <p>1. 法人会員および使用者等は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。使用者等は、当社が使用者等からの委託に基づき、使用者等の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた<u>加盟店等の法人会員または使用者等</u>に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>	<p>第31条(立替払の承諾等)</p> <p>1. 法人会員および使用者等は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。使用者等は、当社が使用者等からの委託に基づき、使用者等の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた<u>加盟店等の使用者等</u>に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>

<p><VJ紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456</p>	<p><VJ紛失・盗難受付デスク> 通話無料ダイヤル 0120-919456</p>
--	---

◆ETCカード特約（法人カード用）

改定後	改定前
<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ <u>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u> <u>(7) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>	<p>第8条（会員保障制度） ～略～ 3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 ～略～ （新設） <u>(6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</u></p>
<p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、<u>当社所定の方法により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>	<p>第11条（退会） 1. 会員がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。 2. 使用者がETCカードを退会する場合は、<u>所定の届出用紙により</u>当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p>
<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の方法で</u>届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第12条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、<u>当社所定の届け出を提出していただき</u>当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 <u>ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p style="text-align: center;">ETCシステム利用規程</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.ip/kitei/kitei.html</p> <p style="text-align: center;">ETCシステム利用規程実施細則</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.ip/kitei/saisoku.html</p>	<p>第17条（会員規約の適用） 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。 （新設）</p>

◆個人情報の取扱いに関する同意条項

改定後	改定前
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. <u>利用者等または使用者等の予定者</u>（以下総称して「全使用者」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者等の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。</p> <p>～略～</p> <p>①申込み時または入会後に法人会員または全使用者が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、<u>負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報</u>（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. <u>利用者等またはその予定者および法人会員の代表者または入会申込者の代表者</u>（以下総称して「全使用者」という）は、本規約（入会申込みおよび使用者等の届出を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。</p> <p>～略～</p> <p>①申込み時または入会後に法人会員または全使用者が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、<u>負債および収入、在留資格に関する情報等の情報</u>（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の<u>役員・実質的支配者等</u>を含む。以下同じ。））および使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者等は、上記行為または<u>虚偽の申告が判明した場合</u>、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者等の責任といたします</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の<u>役員等</u>を含む。以下同じ。））および使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者等は、上記行為または<u>虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合</u>、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者等の責任といたします</p>